

#### 第5条（個人情報の取扱い）

乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報（以下、「個人情報」という）を甲に対して開示・提供する。ただし、乙は、応募者の病歴、併願の状況等の個人情報については、別途改めて応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。

2. 甲及び乙は、応募者の個人情報を、秘密として厳重に管理し、個人情報保護法その他の適用となる法令により認められる場合を除き第三者に漏らしてはならない。
3. 甲及び乙は、自己の役職員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

#### 第6条（応募者の併願）

甲は、乙が紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合があることを了承する。

#### 第7条（甲の義務）

甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙に対して事前に通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。

#### 第8条（紹介手数料）

1. 甲が乙に対して支払う紹介手数料は、第1条第1号により乙が紹介した応募者の内定を決定し、内定が決定した応募者（以下、「採用者」という）が甲の内定承諾を表明した段階で発生する成功報酬方式によることとする。
2. 紹介手数料の額は、採用者の報酬等を鑑み協議の上、別に通知する有料職業紹介に関する通知書による。
3. 乙が甲に紹介した採用者が、自己都合により次に記載する期間内に退職したときは、紹介手数料の一部を甲に返還しなければならない。
  - (1) 入社日より30日以内で退職した場合 紹介手数料の70%
  - (2) 入社日より31日以上90日以内で退職した場合 紹介手数料の50%
4. 前項の返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を退職日から起算して10営業日以内に通知した場合に限り、乙が当該通知日の属する月の翌月末日までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払うものとし、その場合の振込手数料は乙の負担とする。なお、前項の返還金の支払いは、両者の協議により、他の採用者にかかる紹介手数料と対等額にて相殺することができる。
5. 第1条第2号のサービスに対する報酬、支払方法については、甲乙協議の上、都度決定する。

#### 第9条（守秘義務）

1. 甲及び乙は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、個人情報及び相手方から秘密である旨を明示（ただし、口頭等有体物以外の方法で伝達する場合には伝達後遅滞な